

# 内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和 4 年 6 月 3 日  
内閣総務官決定  
内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、内閣官房及び内閣府本府が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

これに伴い、「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 29 年 3 月 24 日内閣総務官決定、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定）は、廃止する。

## I. 対象となる事務及び事業

内閣官房及び内閣府は、ともに内閣を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を担う機関であり、密接な連携体制のもとに事務及び事業を遂行するため、同一庁舎を利用し、人員・組織面においても一体的に運用してきている。このため、温室効果ガスの排出抑制についても、内閣官房及び内閣府本府が削減目標を共有して、その実現に向けて一体となって努力するものとし、本計画は、内閣官房及び内閣府本府の事務並びにその事業を対象とする。

なお、内閣府本府所管の独立行政法人及び特殊法人については、Ⅶに基づき取組を行うこととする。

## II. 対象期間等

本計画は、2030 年度までの期間を対象とする。

## III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、内閣官房及び内閣府本府の事務並びにその事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%以上削減することを目標とする。

この目標は、内閣官房及び内閣府本府の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

内閣府本府の船舶・航空機の使用に伴う温室効果ガスの排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

#### IV. 個別対策に関する目標

##### 1. 太陽光発電の導入

地方支分部局も含め 2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

##### 2. 新築建築物の Z E B 化

今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented 相当<sup>1</sup>以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す<sup>2</sup>。

##### 3. 電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。

##### 4. L E D 照明の導入

既存設備を含めた L E D 照明のストックでの導入割合を、既存の設備環境では困難な場合を除き、2030 年度までに 100%とする。

##### 5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030 年度までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

#### V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

##### 1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

###### (1) 太陽光発電の最大限の導入

<sup>1</sup> ZEB Oriented 相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減（BEI=0.7）

・事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減（BEI=0.6）

<sup>2</sup> ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

太陽光発電設備の設置に係る 2030 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 新築する庁舎等の建築物における整備  
新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 既存の庁舎等の建築物及び土地における整備  
既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ③ 整備計画の策定  
これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

## (2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
- ② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

## 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮して整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 Z E B **Oriented** 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B **Ready** 相当となることを目指す。その実現に向け、『Z E B』、Nearly Z E B、Z E B **Ready** の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位の Z E B 基準を満たすものとする。
- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超える Z E B 等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、

可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たり、以下の取組を行う。
  - i) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
  - ii) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
  - i) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
  - ii) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
  - iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
  - iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑥ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑦ 省エネルギー診断<sup>3</sup>の実施に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
  - i) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設について、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。また、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果については、当該施設においてエネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。
  - ii) 省エネルギー診断を実施した結果は、ホームページで公表する等の方法により、原則、情報公開を図る。
- ⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、以下の方針に基づき、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等を行う。
  - i) 内閣府本府が管理する、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第8号館においては、BEMSを導入済であるが、新たに永田町合同庁舎及び内閣府庁舎別館に導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を推進するため、BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果をホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。
  - ii) 5万㎡未満の地方庁舎への導入についても、温室効果ガス排出削減対策・省エネルギー対策を進める観点から、経済合理性に配慮しつつ、検討を行う。

<sup>3</sup> 省エネルギー診断： 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に定める「省エネルギー診断」。

## (2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。
  - i) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
  - ii) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
  - i) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - ii) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - iii) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- ④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとし、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、ハイドロフルオロカーボン（HFC）<sup>4</sup>を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
  - i) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
  - ii) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑨ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切

<sup>4</sup> フロン的一种。塩素を持たないためオゾン層を破壊しないが、強い温室効果を持つ。

な照明機器を選定する。

- ⑪ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ⑫ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ⑬ 建築工事の設計者を選定する際、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

### （3）新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

### （4）2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ① 2050 年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。
- ② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

## 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

### （1）電動車の導入

- ① 電動車の導入に係る 2030 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。
  - i) 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。
  - ii) 更新時にあわせて計画的に電動車を導入することとし、電動車の導入に当たっては、シェアリングの活用も検討する。
  - iii) 電動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ② 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
  - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
  - ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、

不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

- iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
- iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

## （2）LED照明の導入等

- ① LED照明の導入に係る2030年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。
  - i) 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行う。
  - ii) LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ② 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

## （3）再生可能エネルギー電力調達の推進

再生可能エネルギー電力調達に係る2030年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達を始めとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ② 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うよう努める。
- ③ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。沖縄電力供給区域については、現状、環境配慮契約法の対象外とされていることに留意。

## （4）省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

## （5）その他

### ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、徒歩、自転車又は鉄道、バス等公共交

通機関を利用する。

特に震ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

・警備上支障のある場合

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

・業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 公用車の利用に当たっては、相乗り乗車を積極的に進める。

## イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

## ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用や再生利用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ プラスチック製の物品の調達に当たっては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

## エ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用抑制を図る。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ F A Xは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

## オ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 名刺への再生紙活用を進める。
- ③ 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

## カ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

## キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

## ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。

## ケ フロン類の排出の抑制

- ① ハイドロフルオロカーボン（HFC）等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による3月に1回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による1年又は3年に1回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。
- ② 冷媒の漏えい対策のため、IoT技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組む。

- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

#### コ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）<sup>5</sup>の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力 S F 6 の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

### 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

#### (1) 廃棄物の 3 R + Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用を行う。
- ⑥ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

#### (2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

#### (3) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

### 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

#### (1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。全府省一斉定時退庁日等の一層の徹底を図るため、同日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を

<sup>5</sup> 電気及び電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物資で、人工的な温室効果ガス。

図る。

- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

## (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内LAN等により、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ④ 課室内で本計画に基づく具体的行動について率先して実行する担当者を決め、取組の徹底を目指す。

## (3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

## VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、内閣総務官及び内閣府本府地球環境問題対策推進委員会において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、内閣総務官及び内閣府大臣官房長が行う。本計画のフォローアップについては、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房企画調整課を中心に、関係部局の協力を得て行う。
- ② 対策の徹底を図るため、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会等において、庁舎管理を行う部署が算出した電力・ガス等の使用量の報告や、各部局における節電行動の報告等を行う。
- ③ 内閣官房内閣参事官並びに内閣府大臣官房会計課長及び同企画調整課長は、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて各部局にハード対策の追加やソフト対策<sup>6</sup>の一層の強化を指示し、計画の着実な実施を図る。
- ④ 本計画の点検結果については、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を用いて公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガス削減計画に定めた各種指標の進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行うほか、比較に当たり留意すべき事項等も合わせて公表することとする。

## VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

内閣府本府が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画

<sup>6</sup> ソフト対策とは、クールビズやエコドライブなどの普及啓発や情報発信、人材育成、省エネ診断や温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等を通じて省エネ意識や行動を喚起し、CO<sub>2</sub>削減を目指すもの。例えば省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善、超過勤務の縮減やテレワーク推進などのワークライフバランスへの配慮等。

策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

## VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

### 【内閣官房・内閣府本府全体】

#### 内閣官房・内閣府本府温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標 (13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	865,029	716,061	777,569	-10%
施設 の エ ネ ル ギ ー 使 用	基礎排出係数使用	kg-CO2	49,136,312	26,198,318	6,728,954	-84%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	41,668,003	23,756,697	(調整後)	(調整後)
	基礎排出係数使用	kg-CO2	36,807,817	24,187,666	4,512,327	-85%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	29,339,507	21,746,045	(調整後)	(調整後)
	(電気使用量)	kWh	59,314,723	55,264,004	57,511,511	-3%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.621	0.438	0.08	-0.415 kg-CO2/kWh
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.495	0.393	(調整後)	(調整後)
電気以外		kg-CO2	12,328,495	2,010,652	2,216,627	-82%
その他		kg-CO2	46	60	60	29%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	50,001,388	26,914,440	7,506,583	-82%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	42,533,078	24,472,819	(調整後)	(調整後)

#### 内閣官房・内閣府本府温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	27.9 (2019 年度設置件数：12 件)	56
公用車に占める電動車の割合		%	53.0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合※		%	28.1 (2019 年度)	100 ※
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	11.6 (2019 年度)	60

※LED 照明の導入割合については、設置困難な設備を除く目標値である。

●総理大臣官邸、内閣衛星情報センター、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第 4 号館、中央合同庁舎第 5 号館、中央合同庁舎第 8 号館、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎、立川防災合同庁舎、紀尾井町住宅、代官町住宅、東扇島基幹的広域防災拠点施設、有明の丘基幹的広域防災拠点施設、赤坂迎賓館、京都迎賓館、日本学術会議、沖縄総合事務局

【本府省】

内閣官房・内閣府本府の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	448,613	293,669	213,531	-52%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	22,779,479	15,681,973	4,193,863	-77%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	18,629,003	15,383,905	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	21,711,939	14,809,785	3,221,028	-82%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	17,561,463	14,511,718	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	41,066,029	41,171,858	40,572,918	-1%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.529	0.360	0.08 (調整後)	-0.348 kg-CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.428	0.352		
電気以外	kg-CO2	1,067,540	872,187	972,835	-9%		
その他		kg-CO2	0	0	0	0%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	23,228,093	15,975,642	4,407,394	-77%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	19,077,616	15,677,575	(調整後)	(調整後)	

内閣官房・内閣府本府の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	66.7 (2019 年度設置件数：4 件)	83
公用車に占める電動車の割合		%	80.0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合		%	43.7 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	13.5 (2019 年度)	60

●総理大臣官邸、内閣衛星情報センター、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第4号館、中央合同庁舎第5号館、中央合同庁舎第8号館、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎、立川防災合同庁舎、紀尾井町住宅、代官町住宅、東扇島基幹的広域防災拠点施設、有明の丘基幹的広域防災拠点施設

○主な削減対策と削減効果

- ① 公用車を電動車に更新することで温室効果ガスの削減が期待される。
- ② 既存照明のLED化によって温室効果ガスの削減が期待される。
- ③ 再生可能エネルギー電力調達を推進することで温室効果ガスの削減が期待される。

## 【地方支分部局等】

### 赤坂迎賓館の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	0	0	0	0%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,502,065	1,875,187	574,355 (調整後)	-58% (調整後)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,354,705	643,049			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	967,049	1,232,137	0 (調整後)	-100% (調整後)
		調整後排出係数使用	kg-CO2	819,690	0		
		(電気使用量)	kWh	1,841,999	2,632,772	2,067,027	12%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.468	0.00 (調整後)	-0.445 kg-CO2/kWh (調整後)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.445	0.000		
	電気以外	kg-CO2	535,016	643,049	574,355	7%	
その他		kg-CO2	0	0	0	0%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,502,065	1,875,187	574,355 (調整後)	-58% (調整後)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,354,705	643,049			

### 赤坂迎賓館の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	— (2019 年度設置件数)	—
公用車に占める電動車の割合		%	— (2019 年度)	—
LED照明の導入割合※		%	2.4 (2019 年度)	100 ※
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0.0 (2019 年度)	60

※LED 照明の導入割合目標について、迎賓館本館内のシャンデリアは、非常時の非常灯も兼ねており、通常時の交流電源及び非常時の電源(直流電源)のどちらにも対応した LED がないため、現時点においては迎賓館本館内のシャンデリアを除く目標値である。

#### ○主な削減対策と削減効果

既存の HF 照明を LED 照明にすることで温室効果ガスの削減が期待される。

#### ○推進体制

① 対策の実施責任者は、迎賓館総務課長とする。

- ② 総務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。

## 【地方支分部局等】

### 京都迎賓館の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標 (13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	1,453	1,407	795	-45%
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	588,394	695,145	79,992	-86%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	586,004	80,997	(調整後)	(調整後)
	基礎排出係数使用	kg-CO2	512,670	614,147	0	-100%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	510,280	0	(調整後)	(調整後)
	(電気使用量)	kWh	1,195,036	1,744,737	1,723,080	44%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.429	0.352	0.00	-0.427 kg-CO2/kWh
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.427	0.000	(調整後)	(調整後)
電気以外		kg-CO2	75,724	80,997	79,992	6%
その他		kg-CO2	0	0	0	0%
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	589,847	696,552	80,787	-86%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	587,457	82,405	(調整後)	(調整後)

### 京都迎賓館の温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (2019 年度設置件数)	—
公用車に占める電動車の割合	%	0.0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%	0.8 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0.0 (2019 年度)	60

#### ○主な削減対策と削減効果

- ① 既存の HF 照明を LED 照明にすることで温室効果ガスの削減が期待される。
- ② 公用車をハイブリッド自動車とすることで温室効果ガスの削減が期待される。

#### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、迎賓館京都事務所庶務課長とする。
- ② 庶務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。

【地方支分部局等】

日本学術会議の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	1,018	741	0	-100%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	235,311	205,872	69,555 (調整後)	-67% (調整後)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	209,920	67,278			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	166,626	138,594	0 (調整後)	-100% (調整後)
		調整後排出係数使用	kg-CO2	141,235	0		
		(電気使用量)	kWh	317,382	296,142		
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.468		
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.445	0.000		
電気以外	kg-CO2	68,685	67,278	69,555	1%		
その他		kg-CO2	0	0	0	0%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	236,329	206,613	69,555 (調整後)	-67% (調整後)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	210,938	68,018			

日本学術会議の温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度 目標
(単位)			
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	100 (2019 年度設置件数 : 1 件)	100
公用車に占める電動車の割合	%	100 (2019 年度)	—
LED照明の導入割合	%	8.0 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	15.2 (2019 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、日本学術会議事務局管理課長とする。
- ② 日本学術会議事務局管理課において毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、

温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。

- ③ 日本学術会議事務局管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策や関係課（室）にソフト対策の指示等を行う。

【地方支分部局等】

沖縄総合事務局の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	413,945	420,244	563,243	36%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	24,031,062	7,740,142	1,811,189	-91%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	20,888,370	7,581,468	(調整後)	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	13,449,532	7,393,002	1,291,299	-87%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	10,306,840	7,234,327	(調整後)	(調整後)
		(電気使用量)	kWh	14,894,277	9,418,495	12,912,986	-13%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.903	0.785		-0.442 kg-CO2/kWh
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.692	0.768	0.25	(調整後)
	電気以外	kg-CO2	10,581,530	347,141	519,890	-95%	
その他		kg-CO2	46	60	60	29%	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	24,445,054	8,160,446	2,374,492	-89%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	21,302,361	8,001,772	(調整後)	(調整後)	

※電気使用量については、那覇第2地方合同庁舎（3号館）の供用開始や、新規事務所の開所も予定されていることから、電力量の増加（2019年度比）が見込まれる。

※2013年度値について、これまでの計画では、重油による自家発電分を「電気使用量」として計上していたが、今回、計上方法の適正化の観点から、自家発電分については、自家発電に用いた重油量を「電気以外」として計上することとした。

沖縄総合事務局の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	19.4 (2019年度設置件数：7件)	50
公用車に占める電動車の割合		%	28.0 (2019年度)	100
LED照明の導入割合		%	13.6 (2019年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	— ※ (2019年度)	60

※2019年度における調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合は不明。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備の設置可能性の検討及び導入
- ② LED照明への転換（但し、民間賃貸等の事務所についてはこの限りではない）や

## 電動車の導入

- ③ 超過勤務の削減など温室効果ガス削減につながる効率的な勤務体制の推進

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部長とし、各部長はこれに協力する。
- ② 総務部企画調整課は、各部の協力を得て、定期的に温室効果ガスの排出量及び目標達成見込みを把握し、各部に共有を行う。
- ③ 総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、適宜、ハード対策やソフト対策の強化を検討し、必要に応じて、各部長に協力を求める。